

アスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 延岡市は、アスリートタウン延岡づくりを推進するため、体育・スポーツの競技大会を本市で開催する団体に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、全国を統括する体育・スポーツの競技団体に加盟している団体（以下「競技団体」という。）が、本市で開催する東九州大会の規模以上の体育・スポーツ競技大会（以下「競技大会」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市から他の補助金の交付を受けて開催される競技大会又は企業等の名称を冠した宣伝色の強い競技大会は、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は前条に規定する競技大会を主催する競技団体又は主催団体とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱に基づく補助金の額は、別表に掲げる競技大会の規模に応じて定める額を限度として、競技大会の開催に要する経費の3分の1以内の額とする。

2 競技大会の開催において特定の財源等が見込まれる場合は、第1項の規定に基づき、交付する補助金を減額して交付することができる。

3 国際的な競技大会については、その内容により別表の全国大会の基準を参考にして市長が別途定めるものとする。

4 第1項に規定する競技大会の開催に要する経費は、会場借上料、審判員に係る謝金及び旅費、委託料、需用費、その他市長が必要と認めるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき必要な書類は、競技大会実施要綱、収支予算書、大会役員及び選手名簿、その他市長が必要と認める書類とする。

2 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、競技大会が開催される日の3ヶ月前までに行うものとする。

(補助金の請求)

第6条 規則第9条第1項に規定する補助金等請求書に添付すべき書類とは、大会成績表、参加役員及び選手名簿、収支決算書並びに領収書の写し、その他市長が必要と認める書類とする。

(補助金の支払い方法)

第7条 この要綱に基づく補助金は、確定払いの方法により支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会補助金交付要綱は、同日以後に開催する競技大会の交付申請に係る補助金について適用する。

別 表 体育・スポーツ大会補助金交付基準

競技大会の規模		交 付 金 額 (単位:万円)					
		全国大会		九州大会		東九州大会	
		2日以内	3日以上	2日以内	3日以上	2日以内	3日以上
市外参加選手役員数	1,000人以上	150	200	130	180	110	160
	900人以上 1,000人未満	135	180	120	160	105	140
	800人以上 900人未満	120	160	100	140	80	120
	700人以上 800人未満	105	140	90	130	75	110
	600人以上 700人未満	90	120	80	110	70	100
	500人以上 600人未満	75	100	65	90	55	80
	400人以上 500人未満	60	80	50	70	40	60
	300人以上 400人未満	45	60	40	55	35	50
	200人以上 300人未満	30	40	25	35	20	30
	100人以上 200人未満	20	25	20	25	15	20
	50人以上 100人未満	15	20	15	20	10	15
50人未満	10	15	10	15	5	10	

備 考 大会の日数とは、競技に要する日数をいい、競技大会前後の親善交流、観光等に要する日は含まないものとする